# 鹿児島県農村地域への産業の導入に関する基本計画の変更概要

## 経緯等

○ 高度経済成長期において，農業と工業の均衡ある発展を図るため，農村地域工業導入促進法が制定（昭46年）され，政策的に農地を転用し，企業誘致を行うことが可能（対象業種：工業，道路貨物運送業，倉庫業，こん包業及び卸売業の5業種）

○ 県においては，本県の農村地域へ産業導入を促進するため，同法に基づく国の基本方針に即した基本計画を策定（昭和47年～）

## 法改正の背景

**○ 農村においては，高齢化と人口減少の進展に伴い，地域コミュニティ機能の維持等への影響が見られる状況**

→ 農地集積を図るだけでは，農道等地域資源の維持管理への支障が生じ，かえって担い手への規模拡大が阻害されることが懸念される状況

**○ 農村地域における就業機会の一層の創出と所得確保を図る必要**

→ 農業を魅力ある産業にしていくとともに，農業以外の選択肢を用意することが必要

**○ 産業構造の変化に対応した農村地域への産業の立地・導入促進の必要**

→ 工業等以外の産業の立地・導入の促進が必要

## 法改正の概要

※ 平成29年7月改正

**○ 法律の名称変更**

「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に変更

**○ 工業等5業種としていた対象業種の限定の廃止**

県基本計画で定める業種の範囲内で，市町村が導入業種を決定

**○ 基本計画及び実施計画の記載事項の見直し**

- **義務的記載事項**：産業の業種，導入目標，農業従事者の就業目標，農業構造の改善に関する目標　等
- **任意的記載事項**：施設整備，労働力の需給調整及び就業の円滑化，農業生産基盤の整備及び開発等に関する事項　等

**○ 都道府県が策定する実施計画の廃止**　など

## 制度の仕組み

**○ 主務大臣が基本方針を策定**

↓

**○ 都道府県知事が基本計画を策定**（主務大臣に協議・同意）

↓

**○ 市町村が実施計画を策定**（都道府県知事に協議・同意）

## 支援措置

**○ 事業用地に係る土地利用上の特例措置**

農地転用許可の特例，農用地区域からの除外の特例等

**○ 税制上の措置**

個人が産業導入地区に供するものとして農用地等を譲渡した場合の所得税の軽減（800万円を上限とする特別控除）

**○ 予算上の措置**

農山漁村振興交付金（地域資源活用施設や就業支援施設等の整備を支援）

**○ 金融上の措置**

日本政策金融公庫による低利融資　など

# 鹿児島県農村地域への産業の導入に関する基本計画の概要

## 趣　旨

○　農村地域への産業導入の促進，農業従事者の導入産業への就業のための措置及び担い手への農地の集積・集約化など，農業構造の改善を促進するための措置を講ずることにより，農業と導入産業との均衡ある発展，雇用構造の高度化に資することを目的とする。

○　これまで，18市町の45団地で約1万人が雇用（H29.3時点）されたところであり，引き続き，安定した就業機会の確保，6次産業化等による所得の向上等を図り，農村地域の活性化を目指す。

## 基本計画の内容

※　対象地域：旧鹿児島市の地域を除く県全域

**1　導入すべき産業の業種及び農村地域への産業の導入の目標**

- 環境の保全に配慮し，雇用効果が高く，成長性と安定性のある産業を中心に導入すること
- 農村に賦存する地域資源を活用した産業の導入に配慮すること
- 地域の雇用動向を踏まえた計画的な企業誘致に努めること　など

**2　農村地域に導入される産業への農業従事者の就業目標**

- 農業以外の産業に就業を希望する農業従事者の安定した就業機会の確保を図ること
- 労働条件面等で若年層に魅力ある雇用機会づくりに配慮すること　など

**3　農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標**

- 担い手への農地集積及び農業経営の法人化を図ることにより農業構造改善に努めること
- 産業と地域農業が補完し合い農産物の高付加価値等による農業の振興を図ること　など

**4　農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針**

- 未活用の土地や農用地区域以外の土地での開発を優先すること
- 農地中間管理機構関連事業の取組に支障を及ぼさないこと　など

**5　農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項**

- 導入産業の特性及びニーズを把握の上，用地や道路等の整備を計画的に進めること
- 定住等及び地域間交流の促進に資するための生活基盤等の条件整備を進めること　など

**6　労働力需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項**

- 労働市場，労働条件等の情報を収集し，企業，農業従事者への提供に努めること　など

**7　農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項**

- 担い手に対する農地の集積・集約化を進めるとともに，効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るための基礎的条件である農業生産基盤の計画的な整備を図ること　など

**8　その他必要な事項**

- 未活用地の優先活用，企業撤退時のルールの策定，情報共有体制の確保　など

## 導入業種

※　下記31業種（下線は新規6業種）

○　食品製造業など製造業20業種
○　**電気業（地域資源活用バイオマス発電に限る）**
○　**情報サービス業**
○　道路貨物運送業，倉庫業，運輸に附帯するサービス業
○　飲食料品卸売業，その他の卸売業，**飲食料品小売業**
○　**学術・開発研究機関**
○　**宿泊業**
○　**飲食店**

**※　市町村へのヒアリング結果等を踏まえ，農村地域での立地ニーズが高いと見込まれる産業や農村に賦存する多様な地域資源を活用した地域内発型産業を新たに選定。**

## 新規記載事項

**○　産業導入地区の区域設定及び見直しの考え方**

- **具体的な立地ニーズや実現見通しを踏まえた地区設定**
- **やむを得ず農用地を産業導入地区に含める場合の土地利用調整の考え方**（農用地区域外での開発優先，面的整備を実施した農用地を含めないこと，農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないようにすること　など）

**○　遊休地解消に向けた取組**

活用されていない土地の情報の把握及び提供等

**○　企業撤退時のルール設定**

早期の報告義務や撤退時の措置等を立地時に定めること